カリキュラム移行に関する申合せ

（総則）

第１条　平成 26 年度より導入されたカリキュラムへの移行にあたり、従前のカリキュラムとの調整に関する運用は、この申合せによる。

（対象）

第２条　次のいずれかに該当する場合、該当者への対応として、医学部履修要項第６条第１項に定める定期試験の実施時期および第９項に定める定期試験受験資格の取り扱い、第８条第１項に定める再試験受験資格の取り扱いは、特別に考慮するものとする。

(1)カリキュラムの変更によって必修科目の一部の開講学年が繰り下げとなり、復学者が該当科目を履修できない場合

(2)カリキュラムの変更によって不合格科目の開講学年が繰り下げとなり、留年者が該当科目を再履修できない場合

（運用）

第３条　前条に定める特別に考慮するとは、次のとおりとする。

(1)復学者

①夏季休業中に該当ブロックの補講を行う。補講に要する時間は、所定の授業時間数の 1/2 以上とする。

②夏季休業中に該当ブロックの定期試験を行う。

③定期試験の受験資格として、該当ブロックの補講を 2/3 以上受講していることを要する。

④定期試験の成績判定は、該当ブロックごとに 60%以上の得点をもって合格とし、これに満たない場合は再試験を行う。

⑤再試験の実施時期は在籍する学年の所定の期間とする。

(2)留年者

①夏季休業中に該当ブロックの定期試験を行う。

②定期試験の受験資格は問わない。

③定期試験の成績判定は、該当ブロックごとに 60%以上の得点をもって合格とし、これに満たない場合は再試験を行う。

④再試験の実施時期は在籍する学年の所定の期間とする。

(3)留年者および復学者共通事項

①在籍する学年の所定のブロックのすべてに合格した場合でも、該当ブロックが不合格の場合には留年とする。また、該当ブロックが合格の場合でも、在籍する学年の所定のブロックが不合格の場合には留年とする。

附則

１．この申合わせは、平成 26 年４月１日から施行する。

２．この申合わせの改廃は、医学部教育委員会が発案し、医学部教授会の承認を要するものとする。